

証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）約款

日本証券金融株式会社

第1条（証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）の意義）

「証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）」とは、有価証券を担保とし、お客様を借主、日本証券金融株式会社（当社）を貸主とする金銭貸付（融資）に係る契約及び取引のうち、本約款に基づくものをいいます。

第2条（本約款の意義及び表示）

- 1 本約款は、「証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）」の基本契約（利用契約）、有価証券担保（根譲渡担保権）、個別契約（金銭貸付（融資））、及びこれらに基づく取引に共通して適用される契約内容を定めるものです。
- 2 本約款は、当社ウェブサイトに掲示し、その内容を表示します。
- 3 お客様と当社は、本約款の内容が契約内容として適用されることに合意するものとします。

第3条（本約款の変更、表示及び適用要件）

- 1 本約款は、法令等の改正、経済情勢の変動、及び取扱事務の合理化等の事情により、内容を変更することがあります。
- 2 本約款を変更するときは、効力発生時期を定めて、当社ウェブサイトに掲示し、変更する旨及び変更後の内容並びに効力発生時期を表示します。
- 3 本約款の変更内容は、次の各号のいずれかにより、前項により表示された効力発生時期に、契約内容として適用されるものとします。
 - (1) 変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、及びその他の変更に係る事情に照らして合理的なものであり、かつ、前項の表示を効力発生日までに行うとき。
 - (3) お客様が、変更内容を契約内容とすることに合意したとき。
 - (4) 変更の旨、変更内容、変更の効力発生日、変更に対する異議受付の方法・期間、及び同期間内に同方法によるお客様からの異議の受付がないときはお客様の同意があったものとして取扱うことにつき、当社がウェブサイトその他の相当の方法によりお客様に通知し、同期間内に同方法によるお客様からの異議の受付がないとき。

第4条（本約款と他の文書合意との適用関係）

お客様が文書（又はインターネットを利用した当社指定の合意方式）により当社と合意した内容につきましては、次のとおりとします。

- (1) 原則として、本約款と合わせて契約内容として適用されるものとします。
- (2) 特に本約款の内容に優先させる趣旨で抵触する内容を合意した事項（特約事項）については、本約款に優先して適用されるものとします。

第5条（基本契約の意義）

基本契約は、お客様が「証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）」を利用するための契約であり、かつ、お客様と当社との有価証券担保（設定契約）、個別契約、取引、及び関連事項に共通して適用される契約内容を定めるものです。

第6条（基本契約の成立、契約期間）

- 1 お客様は、基本契約の申込に先立ち、次の内容を理解及び了承するものとします。

本約款

「証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）」重要事項説明書

- 2 基本契約は、お客様が当社に対し当社所定の次の書類等の提出による申込を行い、当社が審査し適当と認めた場合に成立するものとします。

「証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）」利用申込書

本人確認書類

その他の当社所定の書類等

- 3 基本契約が成立したときは、当社から、お客様に対し、当社が定める方法により、基本契約が成立した旨、初回融資日（予定日）及び基本契約の契約期間満了日を通知します。
- 4 基本契約の契約期間満了日は、初回融資日から1年以内とし、当社が定める日とします。
- 5 審査の結果につき当社は理由を開示しないものとし、審査の結果及び理由並びに当社通知の契約期間につきお客様は争わず異議を述べないものとします。

第7条（契約期間の更新）

- 1 基本契約の契約期間の更新は、契約期間満了日まで（かつ当社が定める期限まで）にお客様が当社に対して当社所定の次の書類等の提出により申込を行い、当社が審査の結果、適当と認めた場合に実施されるものとし、以後も同様とします。また、更新後の契約期間は、1年以内、かつ、当社の定める期間とします。

「証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）」更新（継続）申込書

その他の当社所定の書類等

- 2 前項の更新申込期間は、契約期間満了日の2か月前から2週間前までとします。ただし、

当社が特に認めた場合は、この限りではありません。

- 3 契約期間の更新が行われたときは、当社から、お客様に対し、当社が定める方法により、更新が認められた旨及び更新後の契約期間を通知します。
- 4 審査の結果につき当社は理由を開示しないものとし、審査の結果及び理由並びに当社通知の更新後の契約期間につきお客様は争わず異議を述べないものとしします。
- 5 更新不可事由
お客様が次のいずれかの事由に該当するときは、更新をしないものとしします。ただし、当社が認めた場合は、この限りではありません。
 - (1) 担保不足（第14条第2項第1号）
 - (2) 融資限度額超過（第17条）
 - (3) 利息支払遅延（第20条第5項）
 - (4) 約定違反
 - (5) 取引継続のための信頼関係を維持することが困難であると当社が判断したとき
 - (6) 契約期間の更新日においてお客様が満75歳以上のとき
 - (7) その他前各号に準ずる事由

第8条（基本契約の終了、債務残存時等の適用）

- 1 基本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、終了するものとしします。
 - (1) 契約期間満了日の経過
 - (2) お客様からの解約申出
 - (3) お客様の死亡
 - (4) 1か月以上にわたりお客様の意思確認が困難な状態にあるとき
 - (5) お客様が期限の利益を喪失したとき
 - (6) お客様が届出事項に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - (7) お客様が約款の変更に同意しないとき
 - (8) お客様が拘禁刑（刑法改正前は懲役又は禁固）以上の刑に処せられたとき（その執行が終了し又は執行を受ける可能性が消滅した場合を除く）
 - (9) お客様の信用状態（又は当社との信頼関係）の著しい悪化により、契約を継続することが困難であると当社が判断したとき
 - (10) お客様の債務が消滅し、当社が契約を終了させることとしたとき
 - (11) 第23条（反社会的勢力の排除ならびにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の排除条項）違反が判明したとき
- 2 基本契約の終了後は、新たな融資を行うことはできません。
- 3 基本契約が終了した場合でも、お客様の債務・義務等が存続するときは、次のとおりとします。

- (1) お客様は、直ちに残債務の完済等、債務・義務等を履行するものとします。
 - (2) 残存する債務・義務等について、それが消滅するまでの間、本約款を含む基本契約、担保権設定契約、及び文書合意事項が適用され、担保が有効に存続するものとします。
- 4 基本契約の終了後、前項に関する以外にも当社の事務が残存するときは、その残存事務を処理する限度で、前項を準用するものとします。

第9条（有価証券担保の提供）

「証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）」のご利用には、当社に対する有価証券担保の提供が必要です。

1 有価証券担保の提供

お客様が当社に対し現在及び将来負担する「証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）」に係る一切の債務を共通に担保するものとして、当社に対し、当社の定める有価証券を提供し、当社の定める方法により根譲渡担保権を設定することをいいます。

2 有価証券担保の提供者

- (1) お客様は、当社に対し、有価証券担保を提供するものとします。
- (2) お客様以外の第三者（物上保証人）が、有価証券担保を提供する場合（物上保証）は、次のとおりとします。

当社が特に認めた場合に限りです。

お客様及び物上保証人は、物上保証及びこれに起因する権利関係について、当社の優先権を異議なく認め、当社の優先権を侵害する権利主張をしないものとし、当社の優先権確保に必要な権利を当社に対し無償で譲渡するものとします。

3 有価証券担保の提供手続

有価証券担保の提供者は、当社に対し、当社所定の次の書類を提出し、有価証券担保の提供手続を行うものとします。

外国証券担保提供証書

根譲渡担保権設定に要する書類等

その他当社の定める書類等

第10条（外国証券の定義）

本約款において「外国証券」とは、担保有価証券の提供者が、金融商品取引業者の定める外国証券口座取引約款に基づき取得し保有する有価証券をいいます（「有価証券」とは、金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券をいい、同法同条第2項により有価証券とみなされる権利をいいます）。

第11条（適格銘柄）

1 適格銘柄

有価証券のうち、当社が有価証券担保として適当と認める銘柄をいいます。

2 適格銘柄の選定

- (1) 適格銘柄は、当社の判断で選定するものとし、選定の理由を開示しないものとし
ます。
- (2) 適格銘柄の選定及び理由につき、お客様は争わず異議を述べないものと
します。

第12条（担保有価証券の評価）

1 担保有価証券の評価は、当社が決定するところによるものとし、各銘柄の「時価」に、「担保掛目」を乗じて算出します（担保有価証券評価額）。なお、外国証券の「時価」は、当社が算定する原通貨建ての時価に、当社が算定する外国為替レートを乗じて、円換算された時価を用います。

- (1) 「担保掛目」は、原則として種類別に次のとおりです。

外貨建債券	80%
その他	当社の定める比率

- (2) 前号にかかわらず、当社は、債権保全のため必要と認めた場合には、いつでも個別銘柄の担保掛目を引き下げることができるものとします。

2 担保有価証券の評価には、前項のほか債権保全を目的として以下のものがあります。

- (1) （銘柄別）貸付限度額（第13条第1項）

「融資限度額」（第17条）を決定するための基本要素の1つです。

- (2) 担保価額（第13条第2項）

「担保価額の維持」（第14条第1項）及び「担保不足」（第14条第2項）の基準となる価額です。

3 お客様は、当社が決定した担保有価証券の評価につき争わず、異議を述べないものと
します。

第13条（貸付限度額、担保価額）

1 （銘柄別）貸付限度額

「（銘柄別）貸付限度額」は、「担保有価証券評価額」（第12条第1項）と同額になり
ます。

2 担保価額

「担保価額」は、お客様の有価証券担保につき、次の種類別の評価方法により算出され
る各銘柄の評価額の合計額です。

「時価」に次の「維持掛目」を乗じて算出します。

外貨建債券	70%
別段の合意をした場合	合意した比率

第14条（担保価額の維持、担保不足等）

1 担保価額の維持

お客様は、「担保価額」（第13条第2項）が「融資残高」を下回らないよう維持するものとします。

2 担保不足等

(1) 担保不足

担保不足とは、担保有価証券の時価の減少等により、「担保有価証券評価額」（第12条第1項）の合計が「融資残高」を下回った場合をいいます。

担保不足の場合、お客様は、当社からの請求により、「担保有価証券評価額」（第12条第1項）の合計が「融資残高」以上となり、かつ、前項の水準を継続的に維持しうよう、直ちに担保もしくは追加担保を提供又は融資金の一部を返済するものとします。

(2) 次のいずれかに該当する場合において、債権保全のため必要と認められるときは、当社からの請求により、お客様は、当社の定める期日までに担保又は追加担保を提供します。

担保外貨建債券の外部格付が引き下げられたとき

担保有価証券の発行者に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生したとき

その他発行者の信用状態や流動性等からみて担保有価証券が当社において担保として適当でないと認められたとき

(3) 担保不足その他当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、当社の債権保全上必要な範囲において担保有価証券の配当金、利子、分配金、及び償還金等は当社が受け取るものとします。

第15条（担保処分）

1 「証券担保ローン・セレクト（外国証券担保）」に係る債務が履行されない場合、当社は、担保有価証券を処分することができるものとします。

(1) 当社は、お客様（及び物上保証人）に対し事前に通知・催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部又は当社がその裁量により選択した担保有価証券の一部を取立て又は処分し、その取得金から諸費用（金融商品取引業者に対する諸費用を含む）を差引いた残額を、弁済に充当することができるものとします。

当社は、取立て又は処分を必ずしも法定の手續によらず一般に適当と認められる方法・時期・価格等により行うことができ、弁済の充当は法定の順序によらずに行うこと

ができるものとしします。

- (2) 当社は、お客様(及び物上保証人)に対し通知のうえ、一般に適当と認められる価格・時期等により、全部又は一部の弁済の充当に代えて、担保有価証券を取得することができるものとしします。
- 2 前項による弁済充当後は、次のとおりとしします。
 - (1) お客様に残債務があるときは、お客様は、当社に対し、直ちに弁済するものとしします。
 - (2) 取得金に残余が生じたときは、当社は、これを権利者に対し、返還するものとしします。
 - 3 本条の規定は、当社がお客様(及び物上保証人)より担保権の設定を受けている他の物件についても、準用するものとしします。

第16条(融資申込)

- 1 お客様の「融資申込」は、当社に対し、当社所定の「『証券担保ローン・セレクト(外国証券担保)』借入申込書」に「融資希望額」を記載して行うものとしします。
- 2 「融資希望額」は、原則として、次のとおりとしします。
 - (1) 初回融資時 5,000万円以上(100万円単位)
 - (2) 追加融資時 1,000万円以上(100万円単位)

第17条(融資限度額)

当社は、提供を受けた有価証券担保につき、「(銘柄別)貸付限度額」(第13条第1項)の合計額及び審査内容等を勘案のうえ、「融資限度額」を決定し、当社の定める方法によりお客様へ通知しします。

第18条(融資実行、融資金額、要物契約、融資日)

- 1 融資実行
当社は、お客様から「融資申込」を受け、審査のうえ適当と認めた場合に、当社が決定した「融資限度額」の範囲内で融資を実行しします。
- 2 融資金額
当社が、担保有価証券の内容及び取引実績等を審査のうえ、「融資限度額の範囲内」かつ「5,000万円から10億円(単一銘柄担保の場合は5億円)の範囲内(10億円超の場合は、当社にご相談ください)」で、決定しします。
- 3 要物契約
当社は、お客様に対し、融資義務を負いません。
融資(金銭消費貸借契約)は、当社が、お客様に対し、融資の意思に基づき、お客様の届出金融機関口座に振込むことにより成立するものとしします(要物契約)。
- 4 融資日

前項による融資金の振込日とします。

- 5 お客様は、融資限度額を超えて融資を受けた場合でも、当然にその支払いについて責任を負うものとし、当該超過額を支払うものとします。

第19条（返済）

1 返済期限等

(1) 返済期限

お客様は、返済期限までに、当社に対し、融資金の全額を返済するものとします。

返済期限は、基本契約の契約期間満了日（更新された場合は、更新後の契約期間満了日）とします。追加で融資を受けた場合における当該融資金の返済期限についても同様とします。

ただし、当社とお客様が特約の趣旨で文書にて返済期限を合意したときは、これによるものとします。

(2) 契約期間内返済

お客様は、契約期間内であれば、いつでも、融資金の全部又は一部を返済することができるものとします。

一部返済の場合、1回の返済額は、原則として、50万円以上、かつ、10万円単位とします。

(3) 期限の利益喪失時の返済

お客様が期限の利益を喪失した場合は、前2号にかかわらず、直ちに融資金の全額を返済するものとします。

2 返済方法

- (1) お客様は、当社と特段の合意がある場合を除き、当社の指定する金融機関口座へ振込む方法により、返済するものとします。

- (2) 振込手数料その他の返済に要する費用は、お客様にご負担いただくものとします。

3 返済日

当社が振込み（入金）を確認し、かつ資金化した日とします。

第20条（利息）

- 1 お客様は、当社に対し、本条に定めるとおり、融資金に対する利息を支払うものとします。

2 利息の利率

(1) 当初の利率

基本契約締結時に当社が定めるところによるものとします。

利率の変更がない限り、以後も同利率が適用されるものとします。

(2) 利率の変更

金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、当社は、利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。

お客様（もしくは保証人）の信用状況の変化、又は、担保有価証券の発行者の信用状態の変化等により、当社の債権保全状況に影響が生じた場合、当社は、相応の利率に変更することができるものとします。

利率を変更した場合、当社は、お客様に対し、利率変更の旨及び新利率適用日を通知し、新利率適用日以降、新利率によるものとします。

3 利息の発生期間及び計算

利息は、融資日から返済日まで発生するものとし、1年を365日とする日割により計算するものとします。

4 利息月額の通知

当社は、お客様に対し、月次報告書により、当月の月初日から月末日までの1か月間の利息額を通知します。

5 利息支払の期日・対象・方法

お客様は、毎翌月15日（休日の場合は、翌営業日）に、当月の月初日から月末日までの1か月間の利息を、お客様の当社届出に係る金融機関口座からの口座振替（ゆうちょ銀行の場合は自動払込み）により、支払うものとします。

ただし、口座振替（自動払込み）の手続が完了するまでの間は、当社の指定する当社の金融機関口座への振込みによるものとします。

第21条（月次報告書）

1 月次報告書の交付

(1) 当社は、毎月末日を基準として、当月の初日から末日までの1か月間のお客様との取引の明細を記載した月次報告書を作成し、翌月初日（休日の場合は、その翌営業日）以降、当社の定める方法により、お客様に交付します。

(2) 当月に取引がないときは、月次報告書の交付はありません。

2 月次報告書の確認

(1) お客様は、速やかに、月次報告書の内容を確認し、記載内容に疑義があるときは、当社に対し連絡するものとします。

(2) 月次報告書の交付から15日以内にお客様から前号の連絡がないときは、当該月次報告書の記載内容の全てについてお客様にご承認いただいたものとして取扱うものとします。

第22条（期限の利益の喪失）

1 期限の利益の喪失による完済

お客様は、当社に対する債務について期限の利益を喪失したときは、一切の債務について期限の利益を失い、直ちに完済するものとします。

2 期限の利益喪失事由

お客様は、法令に定めるほか、次の事由により、当社に対する債務について期限の利益を喪失するものとします。

(1) 当然喪失事由

お客様について次の事由の1つでも該当するときは、当社からの通知・催告等がなくとも当然に、一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。

基本契約の終了

担保割合（外貨建債券の時価総額に対する融資金の割合）が85%を超えたとき（担保有価証券が外貨建債券のみの場合に限る）

支払停止又は内外法令に基づく倒産処理手続開始の申立

電子債権記録機関による取引停止処分

お客様の当社に対する権利について仮差押、保全差押又は差押の発令

所在不明又は1か月以上にわたる連絡の不通

1か月以上にわたりお客様の意思確認が困難な状態にあるとき

相続開始

第14条第2項第2号 に該当したため、同号の規定に基づき当社から請求があったにもかかわらず、当社の定める期日までに当社の承認する担保又は追加担保を差入れないとき

(2) 請求喪失事由

お客様について次の事由の1つでも該当するときは、当社の請求により、一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。

債務の全部又は一部の履行遅滞

担保不足等の改善対応の不履行（第14条第2項）

当社との契約条項の違反

担保目的物について仮差押、差押又は競売手続の開始

保証人について前号又は本号の一にでも該当するとき

当社への報告又は当社へ提出する書類に重大な虚偽が判明したとき

当社の債権保全を要する相当の事由が生じたとき

第23条（反社会的勢力の排除ならびにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の排除）

1 お客様又は保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経

過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 お客様又は保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 お客様は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 当社に差入れる担保有価証券、当社に支払う返済金、利息等が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」によるものであること。
- (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリング又はテロリストへの資金供与を行うこと。
- (3) 日本、米国その他外国又は国際機関等が定める経済制裁対象者。
- (4) 経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行うこと。

4 お客様又は保証人が暴力団員等及び前各項各号に該当しないこと、又は、前各項で表明・確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要と判断した場合において、お客様は、当社に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項を確認するための情報提供の求めに応じることを確約します。

5 お客様又は保証人が、暴力団員等もしくは第1項から第3項までにに関する各項各号の一にでも該当する場合、各項の表明・確約に違反もしくは虚偽の申告をしたことが判明した

場合、又は、前項の情報提供に合理的な理由なく応じない場合であって、お客様との取引を継続することが不適切であるときには、次のとおりとします。

- (1) お客様は、当社からの請求によって、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。
 - (2) お客様は、当社との取引が停止され、又は通知により担保の解除がされても異議を述べないものとします。
- 6 本条の規定の適用により、お客様又は保証人に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客様又は保証人がその責任を負います。

第24条（提出・届出・報告・調査協力）

1 全般

- (1) お客様は、当社の定めるところにより（又は当社の求めに応じて）、適時に真実を隠すことなく誠実かつ正確に提出・届出・報告・調査協力を行うものとします。
- (2) 前号違反に起因する損害又は不利益の負担
違反に起因するお客様の損害又は不利益は、お客様の負担とします。
違反に起因する当社の損害又は不利益について、お客様は賠償責任を負うものとします。

2 届出事項変更

- (1) 印鑑、氏名・商号・代表者、住所、届出金融機関口座その他当社への届出事項に変更があった場合、お客様は、直ちに当社に対し当社所定の方法により届出するものとします。
- (2) 前項の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由により、当社が行った通知又は送付した書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

3 保証人に対する情報提供に対する同意

- (1) 当社は、お客様の委託を受けた保証人から請求を受けたときは、保証人に対し、債務の履行状況に関する情報（主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報）を提供するものとします。
- (2) 当社は、お客様の委託を受けていない保証人から請求を受けたときも、前号に準じて、情報を提供することができるものとします。
- (3) 前2号の当社の保証人に対する情報提供について、お客様は異議なく同意するものとします。

4 成年後見人等の届出

- (1) お客様について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により届出をしていただくものとします。
- (2) お客様について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届出をしていただくものとします。
- (3) お客様について前2項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に届出をしていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、当社の責に帰すべき場合を除いて、お客様の負担とします。

5 信用状態の報告・調査

- (1) 財産・収入・経営・業況等の信用状態について、当社から請求があったとき、お客様は、遅滞なく、報告し、調査に必要な便益を提供するものとします。
- (2) 信用状態について重大な変化を生じたとき(又は生じるおそれがあるとき)、お客様は、遅滞なく、当社に対し報告するものとします。

第25条(印影に関する免責及び責任負担)

書類及び印鑑等について偽造・変造・盗用等の事故がある場合は、次のとおりとします。

- (1) 当社は、書類の印影について、お客様の届出に係る印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引をしたときは、事故に関する責任を負わないものとします。
- (2) お客様は、書類の内容に従って義務・責任を負うものとし、事故による損害・不利益を負担するものとします。

第26条(費用負担)

次の費用は、お客様の負担とします。

お客様が、お客様の権利を保全するために、当社に協力を依頼した場合に要する費用

当社が、お客様に対する権利の保全、行使、又は、担保処分のために要する費用

なお、当該費用を当社が支払をしたときは、お客様は当社に対し当該金額を支払うものとしてとします。

第27条(不可抗力による事故発生時の取扱い)

- 1 お客様が当社に差入れた書類が、事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・毀損又は延着した場合は、次のとおりとします。
 - (1) お客様は、当社の帳簿・伝票等の記録に基づき、債務を弁済するものとします。
 - (2) お客様は、当社が請求したときは、直ちに代替の書類を差入れるものとします。

- (3) 当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、この場合に生じた損害又は不利益は、お客様の負担とします。
- 2 担保有価証券又は融資金の授受が、天災地変等の不可抗力により遅延した場合
お客様に生じた損害又は不利益は、お客様の負担とします。ただし、当社の故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。

第28条（遅延損害金）

お客様は、当社に対し、債務について完済せず弁済期限が経過した場合又は第22条もしくは第23条第5項第1号により期限の利益を喪失した場合は、弁済すべき金額に対し、弁済期限の翌日から完済日まで、年率14%（年365日の日割計算）の割合の遅延損害金を支払うものとします。

第29条（差引計算）

- 1 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の預け金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺することができるものとします。
- 2 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続を省略し、お客様にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。
- 3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。

第30条（弁済等の充当順序）

弁済又は前条による差引計算の場合、債務全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、その充当についてお客様は異議を述べないものとします。

第31条（合意管轄）

お客様と当社は、本約款に基づく取引に関し訴訟の必要が生じた場合、当社本店を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第32条（準拠法）

本約款に基づく取引について全て、日本法を準拠法とします。

第33条（保証人）

お客様以外の第三者が、お客様の当社に対する債務について保証人となることにつきま

しては、次のとおりとします

当社が特に認めた場合、かつ、当社が認める条件によるものに限ります。

原則として、お客様の委託によるものとします。

保証人は、当社に対し当社の定める書類を提出し、当社と保証契約を締結するものとします。

お客様及び保証人は、保証及びこれに起因する権利関係について、当社の優先権を異議なく認め、当社の優先権を侵害する権利主張をしないものとし、当社の優先権確保に必要な権利を当社に対し無償で譲渡するものとします。

以 上

付 則

- 1 本約款の効力発生日は、2026年3月23日とします。
- 2 手形廃止(2027年3月末予定)に伴い、手形貸付による「証券担保ローン・セレクト(外国証券担保)」(旧型)が同時期までに終了予定となることから、同様のニーズに応えるため、本約款による「証券担保ローン・セレクト(外国証券担保)」(新型)を実施します。